

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の 2 の規定により、農用地利用集積等促進計画を次の通り認可した。

令和 8 年 6 月25日

いわき市長 内田 広之

1. 設定する権利

● 農地中間管理権の設定及び貸借権又は使用貸借による権利

権利を設定する土地 の所在が目標地図に 位置付けられている 地域計画名	権利を設定する者	権利の設定を受ける者	権利を設定する土地
赤 沼	139 者	110 者	平下神谷字近藤91-1 ほか 1,124 筆
六 十 枚	11 者	7 者	平下神谷字久保田60 ほか 52 筆
大 野 第 一	3 者	1 者	四倉町駒込字大明神184 ほか 2 筆
大 久	2 者	1 者	大久町大久字北田76-1 ほか 2 筆
い わ き 市 一 般	4 者	3 者	三和町中寺字二反田97 ほか 7 筆

● 貸借権又は使用貸借による権利

権利を設定する土地 の所在が目標地図に 位置付けられている 地域計画名	権利を設定する者	権利の設定を受ける者	権利を設定する土地
六 十 枚	公益財団法人 福島県農業振興公社	4 者	平下神谷字吉袋53-1 ほか 13 筆

2. 認可年月日 令和 8 年 6 月25日